

京都精華大学学生懲戒規程

2007年7月16日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学学則第50条および京都精華大学大学院学則第37条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において懲戒処分の対象となる学生(以下「当該学生」という)とは、学部学生および研究科に所属する学生、研究生をいう。

(懲戒の趣旨、種類および程度の決定)

第3条 学生の懲戒は、教育的指導の観点から訓告、譴責、停学および退学をもって行うものとし、その程度の決定にあたっては、次に掲げるとおりとする。ただし、学生懲戒委員会が特段の事由を認めた場合はこの限りではない。

- (1) その行為が悪質で、かつ、その結果が重大な場合は退学または停学とする。
 - (2) その行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合は停学または譴責、訓告とする。
 - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大な場合は譴責、訓告とする。
- 2 行為の悪質性の有無は、行為の態様、行為に至る動機および故意または過失等などの学生の主観的態様ならびに過去の懲戒事例等を勘案して判断するものとする。
- 3 結果の重大性の有無は、被害者に与えた損害の程度(人身損害、物的損害等)ならびにその行為が他の学生および社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(停学処分)

第4条 停学処分については、次のとおりとする。

- (1) 停学の始期およびその期間は、学部教授会の審議を経て、学長が決定する。
- (2) 停学は無期または有期とする。
- (3) 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しない。ただし、3ヶ月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。
- (4) 無期停学の解除は、指導による教育効果等の状況を勘案しながら、学部教授会の審議を経て、学長が行う。
- (5) 停学期間中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部長が教育的観点から行うものとする。
- (6) 停学期間中および自宅待機期間中の学生は、原則として教育課程の履修、課外活動や大学行事の参加および大学施設の利用ができない。ただし、学長が教育指導上必要であると認めた場合は、この限りでない。この場合、学長は当該学部長と協議の上、学部教授会へ報告するものとする。
- (7) 停学期間中の受験および履修手続きは、次の各号の通りとする。
 - ① 停学期間中の受験は認めない
 - ② 停学期間中の履修手続きはその解除後、学部が定めた期間内に行う
- (8) 停学期間中の学費は、これを徴収する。

(退学処分)

第5条 退学の期日は、学部教授会の審議を経て、学長が退学を決定した日付とする。ただし、学費が未納の場合は「学籍管理および学費徴収に関する運用細則」に基づく日付とする。

(懲戒処分のための手続き)

第6条 懲戒処分のための手続きは、次条以下においてこれを定める。

(懲戒処分に関する学部等の事実確認)

第7条 学部長は、懲戒処分の対象となりえる行為が、当該学生によって行われたことを知り得たときは、当該学生に対する事情聴取および事実確認を行い、速やかにこれを学長に報告する。

(学生懲戒委員会)

第8条 学生懲戒委員会は、教育企画担当副学長、当該学部長および学生部長ならびに学長が指名する若干名の教職員によって構成される。

- 2 委員長は、教育企画担当副学長とする。
- 3 学長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する報告がなされたときは、学生懲戒委員会に、懲戒処分の是非および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。
- 4 学生懲戒委員会は、当該学生および当該学部等から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。
- 5 学生懲戒委員会は、学生に関する審査の結果を学部教授会に提案する。

(弁明の機会の供与)

第9条 学部長および学生懲戒委員会は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を弁明する機会を十分与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由がないのに事情聴取に応じない場合は、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。

(自宅待機)

第10条 学長は、懲戒処分の対象となりえる行為が発生した場合、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 前項により自宅待機を命じた場合で、懲戒処分が停学のときは、当該自宅待機期間は停学期間に算入することができる。

(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、学生懲戒委員会および学部教授会の審議を踏まえ、懲戒処分を決定する。

2 懲戒処分を決定した場合は、当該学生に対して、処分理由を記載した懲戒処分書を交付し、通知する。ただし、交付が不可能な場合には、他の適切な方法により通知する。

3 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

(刑事処分の対象となった場合の取扱)

第12条 大学が当該学生に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができる。

(再審査請求)

第13条 懲戒処分の通知を受けた当該学生は、事実確認、新事実の発見その他正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に対して再審査を請求することができる。

2 学長は前項の請求があったときには、再審査の是非を学生懲戒委員会に付議するものとする。

3 学生懲戒委員会が再審査の必要があると認めたときは、学長は学部教授会に再審査を要請するものとする。

(懲戒処分の公示)

第14条 学長は、懲戒処分を行った場合、処分内容を学内に公示するものとする。公示する事項は所属学部・学科、学年、懲戒の種類、懲戒の理由とし、氏名は明記しないものとする。

2 公示期間は原則1ヶ月とする。

3 特段の事情がある場合、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第15条 学長は、懲戒処分を行った場合、その内容を学籍簿に記録する。ただし、成績証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第16条 学長は、懲戒処分が決定する前に、当該学生から退学又は休学の願出があったときは、その受理の可否を決定する。

2 休学中の学生が停学の処分を受けた場合は、ただちに休学を解除する。

3 停学期間中の学生から退学の願出があったときは、これを認めることがある。

(守秘義務)

第17条 学生の懲戒等の事項に関わった教職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は地位を解かれた後も継続する。

(読替規定)

第18条 この規程の大学院学生への適用にあたっては、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(事務)

第19条 学生懲戒委員会の事務は、学生グループにおいて行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、常務理事会において行う。

附 則

1 この規程は、2007年7月16日に制定し、同日より施行する。

2 この規程は、2015年12月7日に制定し、同日より施行する。

3 この規程は、2017年3月27日に改定し、2017年4月1日より施行する。

4 この規程は、2020年3月10日に改定し、同日より施行する。